

## 国道152号秋葉トンネル災害対策委員会規約

### (目 的)

第1条 一般国道152号秋葉トンネルの早期の交通規制解除を目的としたトンネルの応急復旧、及び恒久的な本復旧の施工方法について、「国道152号秋葉トンネル災害対策委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、被災個所の作業の安全性を確認すると共に、早期の交通規制解除を目的とした応急復旧工法、及び本復旧工法等を検討することを目的とする。

### (検討事項)

第2条 委員会では、下記の事項について検討を加える。

- ①被災後の調査方法、施工の安全性
- ②早期の交通規制解除を可能とする応急復旧工法の検討・評価
- ③本復旧工法の方向性・評価
- ④本復旧工法の検討

### (組 織)

第3条 委員会は、別表に掲げる学識経験者・有識者・行政関係者からなる委員で構成する。

### (委員会)

第4条 委員会には委員長を置き、委員会を総括する。

2. 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることが出来る。
3. 委員会は、天竜土木整備事務所が行う調査・検討の段階毎に、委員長が必要と認めた時期において開催する。
4. 委員会は必要に応じ、事務局へ検討条件の整理及び調査を依頼できるものとする。

### (事務局)

第5条 委員会の事務局は、浜松市土木部道路保全課に置く。

### (その他)

第6条 本規約に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な項目は、その都度委員会において定める。

### 附 則

この規約は、令和2年7月29日から施行する。